

総務常任委員会

平成24年5月22日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴	○木澤 正男	小野 隆雄
中西 和夫	坂口 徹	辻 善次
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	安藤 晴康
企画財政課長	面卷 昭男	同 課 長 補 佐	真弓 啓
税 務 課 長	加藤 惠三	同 課 長 補 佐	本庄 徳光
会 計 管 理 者	野崎 一也	会 計 室 長	山崎 善之
監査委員書記	山崎 篤	教委総務課長	西川 肇
生涯学習課長	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
同 係 長	平田 政彦		

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、小野委員

委員長

おはようございます。委員の皆さまにはご苦労さまです。

全委員出席されておりますので、ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、最初の委員会ですので、教育長、部長から異動のあった係長以上の職員及び新規採用職員のご紹介をお願いしたいと思います。 西本総務部長。

総務部長

（ 職員紹介 ）

委員長

清水教育長。

教育長

（ 職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。

本委員会としては、私がまた委員長としてさせていただくと、そして副委員長に木澤委員という形、そして新しい委員さんに小野委員、そして辻委員という形で進めていきたいと思えます。

委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

（ 午前 9時 3分 休憩 ）

（ 午前 9時 3分 再開 ）

委員長

再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

おはようございます。総務委員さん全員のご出席いただきまして、6月4日から開かれます予定の本会議等の関係等についての付議予定議案等がございます。その中で、今日は、改選されまして、新しく小野委員、また辻委員が総務常任委員にお入りいただきまして、また終始熱心にご審議いただくことをよろしくお願いいたします。

特に継続審査につきましては、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、文化財センター等の関係あるいは藤ノ木の一般公開の関係についても担当から詳しく説明させますし、中宮寺の史跡の関係等についても担当から説明させます。

あと先ほど申しました6月定例会の関係等については、(仮称)地域交流館整備工事請負契約の締結について、あるいは斑鳩西小学校(本館西棟・体育館)校舎耐震補強工事請負契約の締結について、5千万以上の工事でございますので、議会の請負契約をお願いしたいと思っております。また、町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)、あるいは町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)、担当から詳しく説明させます。

また各課報告事項につきましては、町長専決処分について承認を求めることとの関係で、一般会計の補正予算(第6号)、あるいは繰越明許費繰越計算書、特にこの政府、国が第4次補正というのが1月、2月ぐらいに決まりましたので、3月中にできる関係等についての関係等から繰越明許が多くなっております関係等についての報告でございます。あと、平成24年度一般会計の補正予算、あるいは町税不納欠損の処分について、あるいは(仮称)地域交流館、消防の広域化について、これは、2月23日の日に西和消防組合が開かれております。そのときに、消防の広域化、県が一本化を図っていくということについて議論がなかったわけでございますけれども、そういうところから、ひとつこの関係等については、西和消防組合の正副管理者に一任するということをお願いをしております関係等についての、一応、皆さん方にご報告申しあげて、ご理解をいただこうということでございます。あと投票所・投票区の関係については、今度、小吉田のところ作業所がございますところの投票所等ございましたけれども、今

度は生き生きプラザが出来上がるということで、できれば生き生きプラザに変更するというので、こないだも説明会をさせていただきました。そういう状況等についての説明もさせていただきます。あと、放課後子ども教室の関係等についても、担当から詳しく説明させますので、ひとつ、皆さん方の熱心なご審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

署名委員に、木澤委員、小野委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、1. 継続審査の(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習
課長

継続審査(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてご報告いたします。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

この5月24日の木曜日から6月26日の火曜日までを会期といたしまして、春季企画展を「弥生時代の斑鳩のようす—弥生びとのくらし—」と題しまして開催する予定で現在準備を進めているところであります。これは藤ノ木古墳が造営された古墳時代や、聖徳太子が活躍した飛鳥時代が有名であります。それ以前の弥生時代の様相についてはあまり知られていないことから、これまでに実施されてきた町内の発掘調査において、出土した弥生時代の土器や石器等の遺物などの展示を行うことにより、弥生時代の斑鳩の様子について紹介するものであります。

また、前回の委員会において、途中報告をさせていただきました小田原市との交流展「飛鳥時代の斑鳩と小田原」につきましては、2月25日の土曜日から3月25日の日曜日まで開催され、総入館者数は4,186人で1日平均約140人でありました。小田原市の皆さんや小田原市を訪れ

られる観光客の方々に広く斑鳩の文化を発信させていただいたものと考えております。

また、春季の史跡藤ノ木古墳石室特別公開につきましては、この5日の土曜日と6日日曜日に開催いたしまして、両日で2,067人の見学者がございました。

また史跡中宮時跡の整備につきましては、前回の整備検討委員会にて住民の方の意見もお聞きし、その意見をもって再度ご審議いただくことでご協議いただいた件につきまして、現在、地元自治会代表者や学校関係者、また斑鳩町子ども会連絡協議会や婦人会などの各種団体の代表者の方々にお集まりいただき、ご意見を賜りますよう調整を行っているところでございます。

以上、簡単ではありますが、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての報告であります。

委員長 説明が終わりましたので、質疑・ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 6月定例会の付議予定議案についてを議題といたします。

6月定例会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

はじめに、(1) (仮称) 地域交流館整備工事請負契約の締結について、理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、6月定例会の付議予定議案、(1) (仮称) 地域交流館整備工事請負契約の締結についてご説明をさせていただきます。

はじめに、当町におきましては、住民のコミュニティ活動の推進及び住民福祉の増進、並びにふれあい豊かな地域社会の育成のため、広域的な自治会を対象とした地域住民の活動拠点として、(仮称) 地域交流館の建設

計画を進めておりますが、この建設計画にあたりましては、議会にご相談申しあげるとともに、ご指摘いただきました点も踏まえながら進めているところでございます。

現在、法隆寺地区におきまして建設を進めております（仮称）地域交流館の事業用地766.63㎡につきましては、本年4月26日、4,216万4,650円で売買契約を締結いたしており、今後、発掘調査に着手し、平成25年3月末までに建設工事を完了させていただきたいと考えているところであります。

お配りいたしております資料1をご覧ください。平成25年3月末までに整備工事を完了いたしたく、本年5月15日（火）に（仮称）地域交流館整備工事の入札を実施し、仮契約を締結いたしております。

契約の方法は、指名競争入札、契約金額は、9,870万円、契約の相手方は、奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東1丁目7番18号、有限会社栗原工務店、代表取締役 栗原征。工期は、議会議決後、259日間でございます。

当該（仮称）地域交流館整備工事請負契約につきましては、予定価格が5千万円を超えますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会のご承認を得ようとするものでございます。

なお、平成25年3月末までに建設工事を完了いたしたく、落札業者と仮契約を締結させていただいておりますが、本年6月議会においてご承認を賜りましたならば、本契約を締結させていただきたいと考えておりますので、何卒温かいご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 小野委員。

小野委員 ちょっとだけ聞いておきたいなと思うことがあるんですがね。指名競争入札ですので、土木工事なんかはランク付けということ明確にされていると思うんですがね。この工事については建築のそのランク付けの中でのど

のランクっていうんですかね、そういうことで、ちょっと今日資料持ってこなかった、この前見ていたんやけども、業者がいろいろたくさんあったように思うので、それらについてはどのランクをされているのかということをおしえてもらえますか。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政課長 今回の（仮称）地域交流館工事整備工事につきましては、設計金額が1億円を超える工事となっております。そうしたことから、斑鳩町建設工事請負業者選定要領第3に規定されておりますとおり、10社以上の選定となっております。そうした中で、町内業者にあたりましては、A等級のランクから、また町内以外、残りまだ10社以上ということで、8社以上選定しなければならないことから、それらにつきましては、経審の総合評定値1,000点以上の業者の中から選定させていただきましたところでございます。以上です。

小野委員 確か、町内業者は2社参加したと思うんですがね。ということは、町内業者で建築のA級というのは2社しかいてないと。他のところはみんなA以外だということで解釈したらよろしいですかね。

企画財政課長 そのとおり、今のところA等級は2社でございます。それら町内業者、建築を持っておられる町内業者につきましては、それぞれB、C、Dの中に選定されているところでございます。

小野委員 そうしたら、今後ちょっとまた、その等級を決める資料ということで、どういう具合にして、まあ経審の1,000点以上というのはわかるんですがね。その業者の経審と、それから町が等級を決めるときの基準、それらのことについて、ちょっとまた今後お願いしたいなと思っていますので、今日は結構ですけれども。

委員長 他に、質疑ございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2) 斑鳩西小学校(本館西棟・体育館)校舎耐震補強工事請負契約の締結について、理事者の説明を求めます。
西川教育委員会総務課長。

教委総務課長 6月定例会に提出を予定しております、斑鳩西小学校(本館西棟・体育館)校舎耐震補強工事請負契約の締結につきましてご説明いたします。

これにつきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、予定価格が5千万円を超えますことから、工事の請負契約につきまして、議会の議決が必要となりますので、6月定例議会に上程を予定し、議会の議決をお願いするものでございます。

お手元の資料2をご覧くださいと思います。契約の対象は、斑鳩西小学校(本館西棟・体育館)校舎耐震補強工事です。契約方法は、指名競争入札です。契約金額は、1億27万5千円です。契約の相手方は、奈良市西大寺栄町3番7号でございます、三和建設株式会社、代表取締役社長有井邦夫です。工期は、議会議決後88日間とさせていただきます。

まず、入札につきましては、5月15日に郵便による指名競争入札を行い、10社を選定しまして8者が応札いたしました。落札率は92.9%であります。

なお、耐震補強工事につきましては、通常、夏休み期間において実施しておりますが、今回の体育館の耐震補強工事につきましては、現場での施工に7月1日から8月30日の約2か月間が必要であります。

このため、準備期間も考慮いたしまして、6月定例議会初日に議決をお願いしたいと考えておりまして、初日に議決をいただきましたら、工期としまして、資料の2枚目に記載させていただいているように、資料の1枚目に記載させていただきましたように、6月4日から8月30日の間を計算いたしまして88日間とさせていただきます。

次に工事概要といたしましては、資料の2枚目をご覧くださいと思います。まず、本館西棟につきましては、左側の図面で示させていただきます。

ております、青色で示しておりますように、鉄骨ブレスを1階で2か所、下の立面図を見ていただきまして、1階で2か所、2階で1か所の計3か所の鉄骨ブレスによる補強工事を行います。

同時に、屋上の防水機能が悪化しておりますことから改修を行います。この本館西棟につきましては、夏休み期間、7月20日から8月30日で工事を実施してまいります。

次に、体育館の工事概要につきましては、その同じ資料の右側の図面に黄色で示しておりますように屋根の伏せ替えを行います。現状の屋根につきましては、コンクリート製の屋根で覆われていますが、この屋根自体の重量が大きいため、大きな揺れにより壁面が倒壊する危険性がありますことから、屋根の軽量化のため、既存の屋根を撤去し、金属製の屋根に葺き替えることとしております。また、この屋根の葺き替え作業のために、体育館のアリーナ及び舞台に内部足場を設置しますことから、この際、アリーナ及び舞台の床面の改修や天井面の照明等の設備機器の改修も併せて行ってまいります。この体育館につきましては、7月1日から工事をはじめ、夏休み期間で完了してまいります。

なお、今年度の耐震補強工事につきましては、この他に、斑鳩東小学校の北館東棟・北館西棟の耐震補強工事をこの6月15日に入札を予定しております、夏休み期間において実施する予定をしております。

この工事概要につきましては、斑鳩東小学校の北館東棟は、校舎の壁増し打ちと構造スリットによりまして、北館西棟は、鉄骨ブレス補強と壁の増打ちによりまして耐震補強工事を行ってまいります。また、同じように防水機能が悪化しておりますことから、その防水の改修を行ってまいります。

これらの今年度実施の2校4棟の耐震補強工事が完了しますと、学校校舎の耐震化率は13.8ポイント上昇いたしまして、89.7%となります。耐震補強工事を行う必要がある建物は、残り東小学校の3棟となりました。

国の補正予算の活用等、前倒しできる部分、耐震改修を進めており、この残りの東小学校の3棟の耐震補強工事は平成25年度を予定しております。これによりまして、学校校舎の耐震化を完了する予定であります。

以上、6月定例議会に提出を予定しております、斑鳩西小学校（本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。 小野委員。

小野委員 工事内容というのはわかりましたけどね。7月1日から8月30日までに、この西小学校の体育館は使われないということですのでよろしいですね。それについて、生徒とかの体育館での授業ということについて、何か手当てというんですかね、例えば中央体育館を使うとか、いろんなことを考えておられると思うんですが、それらについてはどういうことなのか、ちょっとおしえてください。

教委総務課長 この耐震補強工事によりまして、体育館が使用できない期間は、先ほど申しましたように7月1日から7月20日の20日間でございます。授業で使えないのが7月1日から7月20日の20日間ということでございます。7月20日からは夏休みということでございます。その20日間の間に授業でございますが、全日授業、1日授業があるのが9日間、半日の授業があるのが4日間となっております。この間の体育の授業時間でありませんが、週2時間の体育の授業が今ございますことから、各学年、その7月1日から7月20日の間で7時間の体育の授業がございます。7月の体育の指導は水泳指導ということでなっております。体育館での体育の授業はその間行わないということでございますが、雨天の場合ですね、その場合に、教室での保健指導に切り替えるということで例年行っておりますことから、授業への影響はないと考えております。

なお、工事につきまして、それ以外にも、西小学校とも十分協議を行いながら進めてまいりまして、スムーズに工事が完了するように考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

小野委員 小学校ですから、クラブ活動とか、そういうものはないのだと思うので

すが、その夏休みの間に、その体育館を使用するような行事、それはないんですかね、一切ないということによろしいんですかね。

教委総務課長 学校におきまして、夏休み等の体育館の使用することはございませんが、社会教育のほうで体育館の使用ということでございます。それにつきましては、もうすでに連絡等いたしまして、その振り替え等も行っていただいているところでございます。

委員長 すみません、振り替えっていうのは、どこに振り替えられておられるんですか。 西川教委総務課長。

教委総務課長 他に斑鳩小学校、東小学校ございますので、そこと連絡等を取りまして、十分、事前に使えないよということをお願いしておりましたので、その辺は十分、他の小学校に振り替えていただいて、ご利用、ご活用していただいているというふうに思います。

委員長 他に、何か質疑ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(3)町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)、理事者の説明を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 それでは、(3)町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)について、ご説明をさせていただきます。資料3のほうをご覧いただきたいと思います。

はじめに、資料の1枚目、専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

税務課長

本条例の一部改正につきましては、本年2月の当委員会で平成24年度税制改正大綱の概要でご説明をさせていただきました、平成24年度の地方税制の改正を内容とします地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布され、平成24年4月1日から施行されることとなったため、本条例について速やかに整備する必要がありましたことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、末尾に添付しております要旨によりご説明をさせていただきます。末尾の要旨をご覧くださいと思います。

主な改正内容については5点ございます。

その1つ目、据置年度においても評価額を下落修正できる特例措置を継続につきましては、平成24年度固定資産税の評価替え年度以降の、平成25年度及び平成26年度の評価の据置年度におきまして、地価が下落している場合においては、現行と同様に、価格の下落修正ができるものとし、特例措置を継続するものでございます。

次に2つ目、土地に係る固定資産税における負担調整措置について、その一部を見直したうえで平成26年度まで継続につきましては、はじめに商業地等では、固定資産税の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているか、いわゆる負担水準について、一定割合以上の土地については、前年度課税標準額を引下げ又は据置き、負担水準が一定割合未満の土地については、前年度課税標準額に評価額の5%を加算する現行の制度を継続するものでございます。

次に住宅用地につきましては、現行の負担調整措置のうち、負担水準に係る据置措置について、平成25年度までの経過措置を行ったうえで廃止し、その他の負担調整措置については、現行の制度を継続するものでございます。具体的な改正内容としては、改正前では、負担水準が80%以上である住宅用地につきましては、前年度の課税標準額を据え置く特例措置を講じておりましたが、改正後では、原則、据置制度が廃止となり、経過措置として、平成24年度、平成25年度につきましては、負担水準が90%以上である住宅用地について、前年度の課税標準額を据え置く特例措置を講じるものでございます。

本改正に伴います平成24年度固定資産税への影響については、約100万円の増収となっております。次に農地につきましては、現行の負担調整措置を継続するものでございます。

次に3つ目、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について規定につきましては、平成20年12月の公益法人制度改革に伴い、旧民法第34条法人について、新制度における、一般社団法人、一般財団法人、または、公益社団法人、公益財団法人への移行手続きが進められているところでございます。

この移行手続きの中で、旧民法第34条法人の中には、財政基盤が脆弱であるために公益認定基準を満たせず、一般社団法人又は一般財団法人に移行せざるを得ない法人が存在する実態を考慮し、一定の要件を満たす一般社団法人、一般財団法人が設置する図書館、博物館、幼稚園に係る固定資産税を非課税措置とする規定が、地方税法において追加されましたことから、その適用を受けようとする者のすべき申告について、本条例で規定するものであります。現時点での当町での該当法人はございません。

次に4つ目、東日本大震災の被災居住用財産の敷地に係る居住用財産の買換えの特例等につきましては、譲渡期限を7年、改正前は3年でございますけれども、に延長する特例を規定につきましては、居住の用に供していた家屋が東日本大震災により滅失したことによって、その家屋に居住できなくなった方につきましては、その居住用家屋の敷地に供されていた土地等を譲渡した場合、居住用財産の買換えの特例等に係る譲渡期間の要件を、災害があった日から3年を7年に、4年間延長するものでございます。

次に裏面のほうにお移りいただいて、5つ目、その他法令の改正による条文整理等所要の改正につきましては、地方税法の改正により、本条例に引用しています項番号の繰り上げ等の条文の整理を行わせていただいております。

施行日等については、すべて平成24年4月1日から施行、平成24年度以後の年度分について適用となっております。

このことから本年度の固定資産税につきましては、本改正の特例措置を反映させた形での納税通知書のほうを既に送付させていただいているとこ

ろでございます。

以上が、本条例改正の主な内容でございます。

なお、改正する条例本文、新旧対照表につきましての朗読は省略させていただきますが、委員皆さま方には、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今回、こういうふうに関で法改正になって、それに伴って専決処分がされたということで、既に行われたものとして、こういうふう報告いただいているわけですが、特に、(2)の②の住宅用地にかかる部分で言うと、水準負担にかかる措置特例は廃止ということで書いていますけれども、先ほど、課長、説明の中で原則廃止だというふうに説明をいただいたんですけど。これですね、他の市町村なんかで、この改定、法のほうは変わりましたが、町として裁量があるかなというふうに思うんですけど。この改定を見合わせているよというところなんかがあるかどうかというのをつかんでおられたら、ちょっとおしえてほしいと思うんですけども。

税務課長 今回の地方税法の改正につきましては、本則の改正を行われております。このことから、全ての実態というのは把握はしておりませんが、基本的にはすべての団体がこういった改正をされているというふうに認識しております。

木澤委員 ということは、町のほうの裁量権はなくて、もう義務的に変えなければいけないというふうに理解してよろしいですか。

税務課長 はい、そのとおりでございます。

木澤委員 あと、住宅用地にかかる分と言いますと、これ、住宅を持っていると、

年齢とか所得に関わりなく全て等しく改定がされるということで、特にせやから、その世帯によって、何て言うんですかね、かかるところとかからないところがあるよと、年齢等によっては、差別というかな、区別はされていないという理解でよろしいんですかね。ちょっと言い方が悪いと思いますが。

税務課長 固定資産税につきましては、その土地なり家屋なりの評価に基づきまして課税するものでございますので、特にそういった年齢によって税額が変わるといのはございません。

委員長 よろしいですか。他に、質疑ございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)、理事者の説明を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 それでは、(4)町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)について、ご説明をさせていただきます。資料4をご覧くださいと思います。

はじめに専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

税務課長 本条例の一部改正につきましても、ただいまの町税条例の一部改正と同様に、平成24年度の地方税制の改正を内容とする地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布され、平成24年4月1日から施行されることとなったため、本条例についてすみやかに整備する必要があることから、専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、末尾に添付しております要旨によりご説明をさせていただきます。末尾の要旨をご覧いただきたいと思います。

主な改正内容については2点でございます。

その1つ目土地に係る都市計画税における負担調整措置について、その一部を見直したうえで平成26年度まで継続につきましては、先ほど説明をしました固定資産税と同様に、住宅用地の負担調整措置のうち、負担水準に係る据置措置について、経過的な措置を行ったうえで廃止する見直しをするほか、その他の住宅用地の負担調整措置、商業地等、農地に係る負担調整措置の特例につきましては、現行の制度を継続するものでございます。

本改正に伴います平成24年度都市計画税への影響については、約6万円の増収となります。

次に2つ目、その他法令の改正による条文整理等所要の改正につきましては、地方税法の改正により、本条例に引用しています項番号の繰り上げ等、条文の整理を行うものでございます。

施行日等につきましては、平成24年4月1日から施行、平成24年度以後の年度分について適用となっています。

以上が、本条例改正の主な内容でございます。なお、改正する条例本文、新旧対照表につきましてはの朗読は省略させていただきますが、委員皆さま方には、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 この都市計画税の改正に関わっての、これも②番の住宅用地に係る部分で、対象になる人数っていうのは何人になるのでしょうか。

税務課長 都市計画税の影響する人数につきましては、約50人程度でございます。

木澤委員 すみません、ちょっと先ほど聞き忘れたんですけど、固定資産税のほうと比べるとちょっと影響する人数が違うかなと思うんですけど、固定資産

税のほうの影響人数は何人ですか。

税務課長 固定資産税のほうにつきましては、約2,100人の方が影響を受けます。

木澤委員 この2,100人と50人とで大分影響する人数が違うんですけども、その違いというのは何なんですか。

税務課長 ちょっと負担水準の関係でございます。こちらにつきましては、固定資産税と都市計画税、それぞれ本来の課税に対してどの程度の実際は課税になっているのか、というのを負担水準で表すものでございますけれども、それにつきましては、固定資産税と都市計画税、個々に計算をさせていただきます。その中で、今回、負担水準が80%から90%に該当する方について固定資産税と都市計画税の人数の違いがありますので、その違いが、この人数の違いになっているというところでございます。

委員長 よろしいですか。他に、質疑ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、以上、6月定例会に付議が予定されている事案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まず初めに、(1) 町長専決処分について承認を求めることについて(平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項の(1) 町長専決処分について承認を求めることについて(平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)、ご説明を申しあげます。

恐れ入りますが、資料の5をご覧くださいませでしょうか。

まず、専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

企画財政
課長

本専決処分書は、寄附金の受け入れに伴い、予算の総額に歳入歳出それぞれ3万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ83億7,216万4千円とする予算補正を、平成24年3月30日付けで専決処分させていただいたものでございます。このうち、総務常任委員会が所管されまず補正内容につきましてご説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書により、ご説明を申し上げます。恐れ入りますが、5ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金で、ふるさと納税として3名の方から、また、文化財活用センター内での募金によりご寄附があったことから、教育費寄附金3万3千円の増額補正を行ったものでございます。

次に、歳出予算の補正についてであります。6ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費で、歳入で申しあげました教育費寄附金3万3千円のうち、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立を希望された2万3千円の増額補正と、文化財の発掘調査としてご寄附いただいた1万円の財源振替を行ったものでございます。第12款予備費では、本予算補正から生じた財源1万円を予備費に留保させていただいております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

企画財政
課長

以上で、ご説明とさせていただきますが、本専決処分につきましては、6月町議会定例会で承認案件としてご提出をさせていただくこととしておりますので、よろしく願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(2)平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)について、理事者の報告を求めます。 面卷企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項の(2)平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料6をご覧くださいませでしょうか。

本報告は、平成23年度予算において繰越明許費の議決をいただいている歳出予算のうち、平成23年度内での執行ができなかった経費を平成24年度予算に繰越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告をさせていただくものでございます。このうち、総務常任委員会が所管されます内容につきましてご説明をさせていただきます。

表の第9款教育費のところをご覧くださいませでしょうか。第9款教育費、第2項小学校費の小学校校舎耐震補強等事業で、議決金額は1億7,629万4千円で、翌年度繰越額は同額の1億7,629万4千円となっております。本事業は、斑鳩西小学校本館西棟及び体育館、斑鳩東小学校北館西棟の耐震補強等工事について、国の第3次補正を活用して実施することから繰越したもので、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で5,444万2千円、地方債で8,940万円、一般財源で3,245万2千円となっております。また、予算の内訳は、需用費15万円、委託料で47万9千円、工事請負費1億7,566万5千円となっております。

以上で、平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)のうち、総務常任委員会が所管される内容につきましてのご説明とさせていただきますが、本報告につきましては、6月定例会でご報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、次に(3)平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項の(3)平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料の7をご覧くださいませでしょうか。

この資料は、一般会計補正予算(第1号)についての全体に係る歳入歳出総括表(案)となっております。このうち、総務常任委員会が所管される内容につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ82億5,207万6千円とするものでございます。

はじめに、歳入予算の補正についてでございます。第20款諸収入の雑入で、消防団員4名が退団されたことから、その退職報償金受入金207万6千円の増額補正をお願いしております。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。資料の裏面をご覧くださいませでしょうか。第8款消防費では、非常備消防費で、歳入のところで申しあげた消防団員の退団に伴う退職報償金207万6千円の増額補正をお願いしております。次に、第9款教育費では、社会教育総務費で、斑鳩町立青少年野外活動センターの廃止に伴い、当該施設内構造物の解体撤去処分を行うことから、その費用412万4千円の増額補正をお願いしております。最後に、第12款予備費では、今回の予算補正に要する財源として、612万4千円の充当をお願いしております。

以上で、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)のうち、総務常任委員会が所管される予算補正につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 小野委員。

小野委員 消防団員の退団というのは年度末というんですか、それで毎年こういう補正が出されるのはいたし方ないと思うんですが、旧野外活動センターの維持管理費として412万4千円ですか、これが歳出のほうで組まれているということなんですが、解体撤去ということでこれだけの費用が必要だということなんですが、このことは3月の予算編成までにはちょっと出すことができなかつたのかなということだけ、必要な経費ですから、別にどうのこうのじゃないんですが、そのときなぜできてなかつたのかなという疑問があるんですが、その点ちょっと説明お願いします。

委員長 佃田生涯学習課長。

生涯学習課長 野外活動センターの撤去費の補正につきましては、これにつきましては野外センターの廃止を24年3月議会で廃止ということで議決をいただきましたので、それで予算編成時には組み込めなかつたということで、今、補正をお願いしているところでございます。

小野委員 どちらが先かという形にもなるんやなと思うんですがね。それはいたし方ないのかなと思いますし、できるだけ廃止が年度末になってしまうということで、こういうことも年度替わりには生じるということで理解しておきます。

委員長 他にございませんか。

ちょっと私のほうから。これ412万円ですねけど、結構いい値段、普通、家解体するとき費用200万円かかったとか、よう聞きますねけど、これ範囲が広いからですか。場所的に搬入とかそんなんで、こんだけかかってくるものですか。 佃田生涯学習課長。

生涯学習課長 この工事請負費の補正につきましては、この野外活動センターの中にある構造物を全部撤去するというごさいまして、物につきましては、以前、井戸水を使っていたときの水槽タンク小屋解体、それからキャンプファイヤー場の解体、木製テーブル、椅子ですね、食事用のとか給食用の、そういったものが6か所ございます。そして手洗い場の解体、そして炊飯場の釜場の解体、それと管理棟の施設の解体、それからトイレ解体、それから遊具撤去費等ございます。それで、こういう額になるということでご理解いただきたいと思います。

委員長 諸々、いろんな施設があつて、こういう額になってしまうというごさいましては理解できました。

他にございせんか。 木澤委員。

木澤委員 すみません、ちょっと今の関連して、こういうのを解体作業する際に、発注するときは入札なんかっていうものは行われるんですか。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政課長 随意契約を超える金額以上になっておりますので、発注にあたりましては、入札になってくるのかなというふうにごさいましては考えておるところでございます。

委員長 よろしいですか。他にございせんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(4)平成23年度町税不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項、(4)平成23年度町税不納欠損処分についてご報告をさせていただきます。

資料8のほうをご覧いただけますでしょうか。

資料の1枚目、平成23年度町税の不納欠損事由別内訳のほうでございますけれども、この表の一番下、税目別合計の計の欄をご覧くださいませうでしょうか。平成24年3月31日付けで、地方税法の規定に基づき、徴収不能なものについて、合計金額で1,087万7,587円の不納欠損処分を行っております。実人数では80人となっております。

事由別の内訳の説明させていただきます。まずはじめに、地方税法第15条の7第4項でございます。これは表の下の方に付記させていただいておりますとおり、滞納処分の停止が3年間継続し、納付納入義務が消滅するものでございます。具体的には、滞納処分することができる財産がないとき、または滞納処分することによって滞納者の生活に著しく窮迫させる恐れがあるとき、または滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明である場合、滞納処分の執行を停止し、その後3年間状況が変わらない場合、納付納入義務が消滅するものでございます。

この事由により、不納欠損処分を行ったものは、個人町民税で25人、396万6,253円、固定資産税及び都市計画税で8人、固定資産税が360万1,009円、都市計画税が39万3,698円、軽自動車税で16人、金額で15万円、合計で実人数42人、税額で811万960円でございます。

次に、地方税法第15条の7第5項でございます。これは、滞納処分する財産がなく、滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金を徴収することができないことが明らかである場合、直ちに納入義務を消滅させるものでございます。

この事由により、不納欠損処分を行いましたものにつきましては、個人町民税で15人、131万5,428円、法人町民税で4法人、34万5,900円、固定資産税及び都市計画税で1人、固定資産税が24万4,292円、都市計画税が2万6,708円、軽自動車税で2人、1万5,200円、合計で実人数が20人、税額で194万7,528円でございます。

次に、地方税法第18条第1項でございます。こちらは消滅時効にかかるもので、時効により徴収権が消滅するものでございます。

この事由により、不納欠損処分を行ったものにつきましては、個人町民

税で11人、63万5,699円、固定資産税及び都市計画税で3人、固定資産税が13万2,513円、都市計画税が1万4,487円、軽自動車税で5人、金額で3万6,400円、合計で実人数18人、税額で81万9,099円の不納欠損処分を行っております。

続きまして、次の2ページのほうを説明させていただきます。この表は、平成23年度不納欠損の内容につきまして、税目・年度別に件数、金額の内訳を表したものでございます。表の一番下の行では、実人数を記載させていただいております。

人数の関係につきましては、個人町民税では、合計件数が97件、実人数で51人、法人町民税では、合計件数が5件、実人数では4法人でございます。固定資産税及び都市計画税では、合計件数が35件、実人数では12人、軽自動車税では、合計件数が41件、実人数では23人、全体では、合計件数が178件、実人数では80人となっております。

それでは、3ページ目のご説明をさせていただきます。

こちらの表は、不納欠損の実績について、税目別、事由別にそれぞれの件数と金額を平成18年度から表したものでございます。不納欠損処分額につきましては、年々、減少してきており、平成23年度では、前年度とほぼ同額の欠損額となっております。1人当たりの不納欠損金額で比較しますと、平成22年度の約8万2千円に対しまして、平成23年度は約1.6倍の約13万6千円となっており、その結果として、前年度と比較して人数の割合に対しまして不納欠損額が大きくなったものでございます。

この不納欠損処理にあたりましては、それぞれ個別の事案ごとに調査等を行いましたうえで、慎重に不納欠損処理を行っているものでございますので、その結果として、各年度の不納欠損処理の金額、人数というものは異なってくるものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、平成23年度では、1,087万7,587円の不納欠損処分をさせていただいているところでございますが、これらに対しましては、滞納が発生した当初から、これまで再三に渡り催告等を行ってきたものの、処分する財産がない、あるいは本人の居所が不明である、または、本人が死亡し相続人がいないもの、競売開始により交付要求を行ったものの事件

終了により配当がなかったもの等でございます。

また、こういった不納欠損処分以外に、預金、債権、所有不動産などの財産調査を徹底し、判明した財産の差押えや、他の機関による担保権の実行としての競売等強制換価手続における交付要求など、滞納整理につきましても積極的に対応してきたところであります。

平成23年度の差押え、交付要求などの滞納処分の実施状況につきましては、平成22年度と比較いたしまして、件数では34件増の108件、税額では151万4千円増の2,221万9千円となっています。

また、これらの滞納処分に係ります換価・配当状況につきましては、平成22年度と比較して、件数では6件増の50件、税額では297万円減の321万2千円となっております。

以上が、平成23年度に行いました町税の不納欠損処分の状況であります。委員の皆さまにはご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 それでしたら次に、(5) (仮称) 地域交流館について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 3. 各課報告事項、(5) (仮称) 地域交流館についてご報告させていただきます。

先ほど、6月定例会付議予定議案、(仮称) 地域交流館整備工事請負契約の締結についてのところでもご説明させていただきましたように、(仮称) 地域交流館の建設計画にあたりましては、総務常任委員会にご相談申し上げるとともにご指摘いただきました点も踏まえながら進めているところであり、以前からご指摘をいただいております建物の規模等の建設計画基準の文書化につきまして、(仮称) 地域交流館建設に関する基準を策定いたしておりますので、ご報告をさせていただきます。

お配りいたしております資料9-1、(仮称)地域交流館建設に関する基準をご覧ください。

はじめに、第1条では、この基準の趣旨について規定をしております。地域住民のコミュニティ活動の推進及び住民福祉の増進並びにふれあい豊かな地域社会の育成のため、広域的な自治会を対象とした地域住民の活動拠点として、(仮称)地域交流館の建設を行うにあたり、必要な事項を定めたものでございます。

第2条では、建物の構造及び機能について規定しております。第1号では、建物の構造は、原則として鉄骨造とし、第2号では、多目的利用が可能な50帖以上の集会室、10人から20人程度の会議や諸活動等に利用しやすい小会議室や和室を配置することとしておりますが、この小会議室と和室につきましては、地域の事情等により、必要に応じて配置することができることとしております。その他には、玄関、廊下、多目的トイレ、男女別トイレ、湯沸室、収納等を配置することとしております。また、3号では、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に適合するものとし、第4号では、駐車スペース、5台以上、駐輪スペースの確保、及び第5号では、災害備蓄品の収納スペースを確保するとともに、第6号では、耐震性の防火水槽を設置する旨、規定しております。

次に、第3条では、設置規模及び建設工事費等に関する方針について規定しております。第1号では、災害備蓄品の収納部分を除く交流館の延床面積は、概ね300㎡を上限としております。次に、第2号では、土地面積につきましては、概ね1,000㎡を上限としております。次に、第3号では、土地購入及び建物工事費につきましては、合わせて概ね1億5,000万円を上限としております。そして、第4号では、土地の区画形質の変更及び建物工事費以外の経費につきましては、別途措置することとしております。

次に、第4条では、交流館の整備にあたっては、地元の自治会等の意見を聞くことができることを規定しております。

次に、第5条では、その他といたしまして、この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

付則についてであります。この基準の施行期日を定めたものであり、

平成24年4月1日から施行しております。

以上、(仮称)地域交流館建設に関する基準につきましてのご報告とさせていただきますが、設置条例につきましては、本年12月議会上程に向け、11月の事前委員会に提出をさせていただき、ご審議いただきながら制定させていただきたいと考えております。そしてまた、管理・運営に関する規則につきましても設置条例の上程にあわせ、本年11月の事前委員会に提出させていただき、ご相談申しあげながら制定させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、法隆寺地区で進めております建設計画につきましては、本年3月時点での事業計画概要等、前回の総務常任委員会でご報告させていただいておりますが、ご指摘いただいております点、またその後の建築確認申請を行うにあたり、郡山土木事務所と協議を行う中、床面積の算入など一部変更した点なども含め、改めましてご説明をさせていただきたいと思っております。資料9-2の1ページ目をご覧ください。

はじめに、(仮称)地域交流館の概要についてであります。左の位置図をご覧ください。計画地(建設場所)は、斑鳩町法隆寺東1丁目574-1であります。なお、敷地面積は766.63㎡、建物の構造・規模は、鉄骨造2階建、屋根は日本瓦葺、建築面積は275.38㎡であります。

当資料の下のほうにお示しいたしておりますように、延床面積は401.53㎡、1階263.60㎡、2階137.93㎡であります。

なお、建築物の延べ床面積の算定についてでございますが、前回の当委員会でご報告いたしました図面と基本的に同じでございますが、建築物の延べ床面積において、前回の当委員会では、377.55㎡とご報告しておりましたが、郡山土木事務所との協議により、災害備蓄収納庫の小屋裏収納部分が専用住宅でない場合は、床面積に算入されるということから、2階部分で23.98㎡増加したものでございます。

また、屋外には、耐震性防火水槽60トン、駐車場7台、駐輪場、ごみ置場、緑地を設置いたしております。

次に、資料9-1の2ページ目をご覧ください。1階の平面図でございます。1階の施設内容についてであります。集会室A・Bはそれぞれ28.3帖で計56.6帖となっており、半分の間仕切りできるようにスラ

イディングウォールを設置しております。

1階には、集会室の他、玄関、ホール、男女別便所、多目的便所、給湯室、災害備蓄収納庫を設置しております。高齢者や障がい者に配慮するため、玄関、ホール、廊下、便所などにつきましては、十分な広さを確保いたしております。また、当該施設は、災害時においては避難所としても利用することから、災害備蓄収納庫には仮設トイレ、災害用敷マット、投光器、土のう、食料などの災害備蓄品を収納してまいります。

続きまして、資料9-2の3ページ目、2階平面図をご覧ください。

2階には、小会議室12帖、和室18帖、男女別便所、給湯室を配置するとともに、災害備蓄用収納庫にも2階を設置いたしております。和室18帖と小会議室12帖は、戸ふすまで仕切る構造となっております。

なお、前回の当委員会では集会室及び小会議室を多目的室を表示、また災害備蓄収納庫を収納庫と記載しておりましたが、より主たる用途に近い表現に名称等を変更させていただいております。

次に、資料9-2の4ページ、立面図をご覧ください。建設場所は、第3種風致地区であることから、屋根は日本瓦葺とし、外壁は周辺環境と調和した外観とするため、ベージュ色とすることとしております。

当該交流館の建設にあたりましては、玄関入り口にはスロープ、各階廊下には手すりを設置し、利用される方、特に高齢者、障がい者の方のご利用に配慮した設計としており、地元の意見も聴取しながら、建設基準に適合した設計としております。

以上、（仮称）地域交流館についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 小野委員。

小野委員 災害備蓄収納庫23.98㎡っていうので、これはその中の階段を使ってそこへ備蓄するんだと思うんですがね、その床面までの高さっていうのは、それはどんなものなんですかね。この1階、この立面図見る限り、中2階をつくってあるということで、それを面積に入れやないかんようになったと思うんやけどね、どれぐらいの高さあるんかなと、この下までに。

それはわかりませんか。

総務課長 小屋裏収納の部分まで高さでございますが、4.24mでございます。

小野委員 そしたら2階部分から上ってというのはどれぐらい。

総務課長 小屋裏収納の床から天井までが1.4mでございます。

小野委員 そこへはそしたらどういうものを、この23.98㎡のどこやね、それが1.4しかないというのは、私ら、普通の身長より低いんやから、どういう物をそこへ備蓄しようとしているんですか。

総務課長 この災害備蓄の倉庫につきましては、災害が起こった場合に、被災のしていない収納庫等から被災した避難所のほうに、その備蓄品を運搬する必要もございます。そしてまた水防時にもその土のう等を雨天時にも搬入がしやすいように、トラックが直接中の方に入って乗り付けやすいように、余裕のある高さを持っております。

委員長 ちょっと今、課長の説明、これ2階のこの高さが1.4しかないということに対して、どんな物を置かはるんやというような質問ですねん。

総務課長 1階部分については、そのように、トラックのほうですね、車も搬入しておけるようにする、そして備蓄用の倉庫ですので、湿気のほう、つかないような物を高いところに上げておくということで、そのような高さをとっております。

委員長 西本総務部長。

総務部長 2階部分につきましては、今、課長も申しましたように、湿気等の関係の影響のない物、例えば食料とか、毛布とか、こういった物を置いていきたいと、このように思っております。今の1階部分につきましては、課長

が申しあげたとおりでございます。

小野委員 1. 4 mしかないスペースにね、物を持ち込むということは至難の業やと、これももちろん人力で中に持って入るんやからね。それとね、確か、登記法上は1. 5 m以下は床面積として算入しないとかいう、その建築確認の床面積の算入の方法とね、ちょっと違うところあるんですよ。だから、これ今面積の変更ね、建築確認上では今これ、前は入れてなかったんやね、この面積。だけど、建築基準法上はそういうスペースも入れよとなっとなるんやと思います。だから、最初のそれではということで、1. 4 m、ものすごく中途半端なあれやしね。その1階を4.何メートルにする必要というのは、さっき課長が、トラック入れてそこから入れるから、余裕もたしているということね。だから、上をもうちょっととかいうか、この部分を、もうちょっと下げたほうが使い勝手いいのかとも思うんやけどね、それらの検討もやっぱり必要かなと思うねけど、まあ施工していく、もう入札も終わってんのやけどね。考え方としてね、1. 4 mでしょ、これは間違いないね。床面から2階部分の天井まで、これ立面図でてこないからちょっと聞いているんやけどね。だから、それはちょっと何か意味がわかりにくいなど、この設計についてはね。そない思うんですがね。なぜ、それをする必要があるのかなという、逆に言えばね。そういう中途半端な使い勝手の悪い、中2階っていうんですか、屋根裏と言うてたんかな、そのフロアを、なぜそこまでして設計して入れていく必要があるのかなと思っているしね。その点がちょっと理解しにくいと思うんですが、この返事しかもらわれへんかったら、仕方ないしな。これで入札も済ませておられるんやということですしね。使い勝手の悪いものつくってもらったら困るなということだけ言うておきます。それしか言われへんしな。どうやろ。

委員長 そうですね、災害時にすぐそこから出せるかというのは、やはり心配ですわね。 池田副町長。

副町長 今、中2階の分です、確かに倉庫というのは容量が多いほうがいいんです。まず当初、1階だけと考えるおったんですけども、やっぱり協議をす

る中で、ここも避難所にもなってきます、避難所になってきたらいろんな住民さんが入ってこられます。その時には当然荷物が多くなるんですわ。できたら、そら倉庫はもっと大きいほうがいいんですけども、いろんな荷物がきますし、まあ軽い物。そんなもんはやはり一時的に入れておくのに、個人の、ほんまに中2階のような感じになっておりますけども、そういうところも考えて、中2階でも面積に確保しておいて、いざという時になんらかの役に立つということによってやっておりますので。

委員長 副町長、すいません。いざという時にという表現でしてんけど、もう基本的にここには備蓄の入れはりますねやろ。 池田副町長。

副町長 当然、軽い物を入れておきますけども、それを使った時に空いてきますんで。使ったら必ず空きます。入れる物は必ず災害時に使うものです。仮に、避難所へ、大きな災害いつ起こるとは限りません。その時に役に立つんじゃないかということになっておりますんで。ご理解いただきたいと思えます。

委員長 小野委員。

小野委員 副町長そうして言ってもらっているやけどね、そういう答弁いただくんやったらね、私は1.4mの倉庫、高さ、それに、これ2.4m²ほどあるんやね、そこへそういう物を入れる動作、どないしてできるんかということやね、しっかり1回やってください。その上でやはり不都合が生じると思うんですよね。下が、1階が4.7mということは、トラックを入れるからどうのこうのという課長の答弁やねんけどね、今度はその下が4.何mということは、私は開きすぎだと思うんですね。この高さいうたらなんぼあるのかな、4mぐらいあるのかな。だからその下にそんだけ4.何mが必要なのか、だからもうちょっと下げて、上を1.4をもう少し、あと40cmでも余裕をもたしたら物を導入がしやすいと。やっぱり、人力でこれ最終的に持って入るんですよ。かがめて持って入ることにもものすごい苦痛があるんです、今、コルセットはめてんのと一緒やからね。そう

いうこともやっぱり考えないかんとおもいます。だからこの図面で確認をとって、その高さについてはね、建築確認はどうなのか、変更を出さなあかのかね、それは私は知りませんがね、面積さえ変えなかつたらいけんねやったらね、できたらそれらを検討してもらって、まあ施工していく段階で、もう少しその床面を下げるとかね、いうことを考えてもらえたほうが、私は後々便利だなと。そういう1.4mというところに物なんて入れられるはずないんですよ。だからそれを検討してもらえたらありがたいなと思うんですけどね。

委員長 池田副町長。

副町長 今、質問者がおっしゃいましたように、それらについてちょっと検討させていただきたいということで、ご了解いただきたいとおもいます。

委員長 よろしくお願ひします。
他にございませんか。 木澤委員。

木澤委員 こうして基準を示していただいて、わかりやすくなつたかなとおもうんですけども、第2条の(3)のところに奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に適合するってあるんですけども、これはどういうことなんですか。

総務課長 建物の施設につきまして、玄関周りのほうにスロープをつけたり、そのスロープの傾斜角度の問題とか、あと廊下部分を広くとって手摺りをつける、そして多目的トイレを設置するといったようなことございませぬ。

木澤委員 わかりました。あともう1点、今回、建築に関する基準は示していただきましたけど、以前に運営の基準ですね、要綱についてはどういうふうにお考えおられるんですか。

委員長 西本総務部長。

総務部長 管理等の運営につきましては、基本的には、この地域交流館の設置条例をつくってまいります。それと施行規則もつくってまいります。その中でこの運営等について、ある程度の内容を謳っていきたい、そのように考えております。消防コミュニティセンターと同じような形になろうかと思っております。そういったことを12月の議会でお示しさせていただきたいと、このように思っておりますので、11月の事前の委員会等でお示しできるように、地元とも話をさせていただきながら、決めていきたい、このように思っております。以上です。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。 小野委員。

小野委員 もう1点ちょっとお願いします。災害備蓄品の収納スペースということで、盛んにそういう話があるんですが、当然必要だと思うんですが。この地域交流館ということは、地域の複数の自治会のコミュニティを図るということで、いろいろ話にも出ている町民体育大会のね、そういうエリアとか、そういうのも、いろいろ配慮していかれるんやと思いたすがね。例えば、町民体育大会に使っているテントとかね、そのいろいろな備品が、その自治会で持っている備品というか、そういうのはこの災害のほうへ入れるわけにはいかんのですか。

総務課長 この災害備蓄収納庫につきましては、あくまでも災害備蓄品を置くための収納庫ではございますが、その地域のですね、交流館の設置目的であります、ふれあい豊かな地域社会の育成のために資するというものであって、複数の自治会の、コミュニティのための道具ということで、スペースがあれば、そちらのほうに収納していただけるものであるというふうに考えております。

委員長 西本総務部長。

総務部長 前に、単一自治会のものは入れないということで、前回の委員会で報告させていただきました。今、課長申しましたように、地域的なものであれ

ば、空いているスペースがあれば、一時的にでも、保管は可能なのかなと、このようには考えております。

委員長 小野委員。

小野委員 ちょっと部長。ちょっと最後、一時的につっておかしいなと思ってね。あくまでもこれはコミュニティの場所やからね。そういう、例えば町民体育大会に使っている、それは共有しているものですね。だから私ども第一地区でしたらテントもみな共有で買ってますし、それこそクーラーボックスとか、そういうのもたくさんありますので、それはこの場所へ置くのが妥当やと思います。一時的に言われたらどっかへ皆置かなあかんのかなということになりますし、一時的につてどういう意味ですか。

総務部長 基本は、災害備蓄倉庫でございますので、災害備蓄倉庫で、仮にいっぱいになりますと、本来の趣旨と考えますと、ということで、そういうことにはならないと思いますけども、そのために一時的という言葉をつけ加えさせていただきましたけども、空いているスペースがずっと続くようであれば、それはそのスペースで使っていただけると、このように思っております。

小野委員 災害備蓄ということでね、いろいろ地域交流館、確かに災害の時に備えての交流館の役目を果たさないかんと思う。備蓄についてはね、いろいろもう既にね、空き教室とか、そこらでしておられるんだったと思うんですよ。今変わっているのかどうか知りませんよ。だから以前は空き教室とかそういうところへ置いている、消防コミセンとかに置いている。新たにできる地域交流館にはね、そういうことも必要やけど、それは二次的なものやと私は考えている。あくまでも地域交流館という、コミュニティを、大きな集会所のコミュニティの場所やったら、そこで使う道具、それは優先させるべきだと私は思っているんですよ。だから、どちらが優先するんかということになったらね、私はあくまでもこの地域が持っている共有物、そういうものについてはね、ここで、この場所、このスペースがあれば、

そこへ置いておく。そこからいろんなイベントへも参加していく。その拠点だと認識してますんでね。それは間違っているんですかね。どうなんですかね。

委員長 西本総務部長。

総務部長 地域交流館ですので、第一義的には、今、小野委員がおっしゃいましたように、地域の方で使っていただくこととなりますけども、町全体の、町の全員の方が使われる施設というふうに町も考えておりますので、やはり条例も設置していったらつくっていきますので、そういった中で備蓄倉庫という名称でいった以上は、やはり備蓄品が最優先なのかなと。ただ地域のそういうコミュニティのことも大事でございます。そういった方々の道具等につきましては、当然空いてあるスペースで十分使っていただけるというふうに考えておりますので、先ほど一時的と申しましたけども、第一義的には、やはり備蓄品が優先するのではないかなと、町では考えておりますので、その辺ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

小野委員 今度12月議会に出してこられる条例とか、それから、管理運営についてのそういう基準というか、規則とかね、それらのことでも、そこらのところもいろいろ議論させていただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長 今、小野委員おっしゃられたように、この11月の委員会にそのあたりの運用を示していただく時に、明確にそのあたり整理して出していただくようお願いいたします。

他にございませんか。

そうしたら、嶋田議長の発言を許可します。

議長 さっそくに基準というものをつくっていただきまして、これは平成22年の12月に町からの提案がありまして、総務常任委員会で種々議論し、最終的にはこのようなものを文書でつくってくださいと、ご提言申しあげ、

町も作成しますというご回答をいただいて、もう作成していただいて、地元との協議にも用いていただいていると、私のほうは思っておりましたけれども、この先の3月定例会において、当初はコミセン程度の規模のものだということが1.5倍のものを考えていると、急にそのようにおっしゃって、この図面を示されました。そこで種々議論させていただきまして、きょう出していただいたものを作るというご返事をいただいて、これ見させてもらっています。ここに書いてある数値は、ここに添付されてある図面を用いて300㎡以内とか、概ね300㎡を上限とするとか、そういうふうなことになっております。それはそれで結構かと思えますけれども、平成22年12月に作ってくれと言ったのが、この24年3月まで全然作成されずに、その間、議会のほうにもなんら説明なしに来られたということは、この町と議会、二元代表制、片方が相談を受けて審議の結果こうやってくれと言ったのにされてない、それでは議会の存在意義は何やってんやろうと、そのように私は思っております。その点について、町のほうの考え方っていうんですか、なんか一言いただきたいと思いますが。

委員長 西本総務部長。

総務部長 確かに議事録を見させていただきまして、平成23年の2月の総務常任委員会でも、伴委員長のほうから、地域交流館については逐次報告をしていっていただきたいということもございました。それを受けまして私どもも、地域交流館の整備については仕事を進めてきたわけでございますけれども、ただ、4月以降、平成23年の、昨年の4月以降、仕事を進めていくなかで、予算があって進めていく中で、いろいろ地元との協議等がございまして、意思形成過程というなかで、具体的に出せる案件がなかったということで、9月の予算の関係では土地の購入費用につきまして、土地開発基金のほうから購入をしていきたいということで、お話をさせていただいた経緯がありますが、その間、土地の所有者との話し合い等、それから県との事前協議のなかで、公にまだ議会のほうにお示しできる内容ではなかったということで、遅れ遅れになりました。その経緯をたどりますと、昨年の年末に初めて、この地元との話もある程度進んでまいり、建物につい

での規模等が見えてきましたので、設計のほうに移っていったわけですが、お示ししたのが3月になったということで、まだ提出する図面等も年末に設計の業務入札を行いまして、それからになりましたので、資料等が出来上がらなかったと、そういったこともございまして、3月になってしまいました。今後はできるだけご報告をさせていただきたいと、このように思っております、地域交流館のことにつきましても、また来月につきましても、業者が決まり議決をいただけるということでの設計監理、建設に係る監理のほうにつきましても入札もあることから、ご報告を6月の会期中の委員会にさせていただけるものと思っておりますし、また、あと建設が始まりますと、どの程度進捗しているのかということもお示しできると思っておりますので、できる限り今後は、総務常任委員会の中で、地域交流館の建設にかかりまして、ご報告、またご審議、またアドバイス等受けてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申しあげます。昨年は、地域交流館の件につきましても、あまり報告できなかったということで、誠に申し訳なく思っており、反省もしておりますので、今後ともよろしくお願いを申しあげます。

議長　よくわかりました。その23年2月、その時に「作成します」とお答えになった総務部長、今わざわざ呼ばんでも、ここにいらっしゃいますので、ちょっとひとことお話をお伺いしたいと思っております。

委員長　清水教育長。

教育長　ご質問の内容でございまして、今回提出するに至った原因については、ただいま西本総務部長が申しあげたとおりでございます。

委員長　今のこの件に関しては、確かに、ちょっと僕、今総務部長がおっしゃられた点で、ちょっとこう思うとこですもんけど。結局、この、具体的に1個目になった、それを見てこの基準をちょっと作り足したっていうか、モデルにしたと。ただこれ丸は他のところにもございまして、だから私はこれ、時期がちょっと遅れてきたのは、他のところも勘案しながら、非常にどう

していったらええやろうと、予算の関係もあるしということで、なかなか、こう、お出ししていただくのに時間がかかったと私は認識しておるんですが、そのあたり、ちょっと今のご説明では、もうこれに、1個目に、ちょっと合致したような基準にこれはなっておるわけですか、そのあたりちょっとお聞きしたいんですが。 西本総務部長。

総務部長 合致した基準、この基準に合致したような内容に今なっております。
ただ前回の3月の15日の総務委員会で申しましたように、一応4か所、1か所1億5千万、それから面積的には1.5倍程度と、消防コミュニティセンターの1.5倍ということと、あと、そこまで建設の設計に携わってまいりまして、その1.5倍に増えた理由としましては、やはり消防コミュニティセンターは集会室がひとつでありますけども、今後、避難所等の地域交流館としての性格として避難所等も考えるとすれば、小さい部屋も必要ではないのかなど。いろいろ避難された方のことも考えますと、小部屋があったら便利だし、また少人数で使う場合にも小部屋のほうを使っただけであれば、光熱水費の節減にもなるだろうし、そういった中で、面積的には増えてきた、消防コミュニティセンターより増えてきたということがございます。そういった中で、最初考えた設計に合致をしていると思います。

委員長 ちょっと今お聞きしているのは、他のエリアを考えておられると、その中でこの基準をつくられたのですね、ということをお聞きしているんです。
池田副町長。

副町長 今後出てくることも想定いたしてまして、例えば土地面積につきましては1,000㎡となっております。約1反、となっております。といいますのは各地域によってやはり敷地の大きいところもあろうかと思えます。もし安い土地で敷地が大きくて、そしたら以前、他の委員さんからも質問がございましたように、敷地が大きければ、子どもの遊び場、公園にしてくださいよというご要望もございました。それらを勘案する中で1,000㎡ということ念頭に入れて土地の面積をさせていただいております。他に

も、例えば必ずもう耐震性の防火水槽を必ずもうします、やっていきますよということも、これからの安全・安心を考えて想定しておりますので、他の地域も考えて、ある程度考えてやってきております。ただ、基準でございまして、やはりいろいろ今後、新しいニーズも出てくるかも知れませんが、それは都度都度、この常任委員会でご相談申しあげたいと考えております。

委員長　　また秋にその運用の基準といいますか、規則というのをお示ししていただいて、その時に、またいろいろときっちりとした説明をお聞きするということでおきます。　小野委員。

小野委員　　この基準を示されてもね、これはもう委員長とか議長が言っているようにね、今の、まずこの地域交流館のありきのことで説明しておられるんやと、私は認識しています。委員長が言うようにね、他にあと3か所ありますわね。そのところを思っても、こういうものの基準に乗るものは、私は少ないと思うんですよ。他の場所場所に言うていっても、例えば龍田の西のほうでしてあったけどね、1, 0 0 0 m²を上限とすると。下限はないから1 0 0 m²でもええのかということもなるかわからんけどね。だけど概ね1, 0 0 0 m²ぐらいのところをということで、考えて、基準は謳ってくる。あのエリアのところでは1, 0 0 0 m²ほどの土地を確保するという事は、なかなか無理ですね。だから、あんまり基準って今示していただいて、議長もいろいろちょっと立腹して話しているけどね、私はこれはあくまでも基準やと、だから、今後住民からの要望が出てくる場所については、これを崩してもいいんじゃないかなと。それと、いろいろこういう話の中で、私は総務委員会が来ただけで言うのもいかなと思いますけどね、消防コミセンのようなものという言葉が走ってしまっただけね、大きさもあれかと。私は、消防コミセンの運営の仕方、地元の地域の自治会に管理をお任せすると。それから経費的なものは町のほうで負担していくと、そういうひとつのことで説明されたんじゃないかなと、大きさまでとか、全然違うんですよ、消防コミセンというのは。消防の施設と併合したやつ、あの建設された時にも、だいぶクレーム言ったんです。集会所の役目を果たそうと思ったら、

あそこへ車が皆入ってくる、そしたら、緊急の車とのことをどうするんだという、いろいろ議論したんです。けどまあ、町として消防コミセンのいろいろな補助金をいただいて、ああいうふうに両方を兼ねてやっていくということに対しては私は了としていたし、管理は難しいんやろな、消防というのと、コミュニティ、住民が集まるということだね。けどまあなんとか事故もなくスムーズに運営してもらっているから、その地元の自治会に対しては感謝しているんですがね。その運営の仕方を、地域交流館ってどういうものやっていうことで、そういうことが出たんかなと。大きさとか、今、副町長おっしゃるように、あそこのことと言えば、これは集会所とか少ない。だからそこらもうあまり刺々しく話はしなくて、この基準、あくまでも基準だということを私は認識しているんですがね。これに合わなかったら、地元から要望があっても、これで、これを盾にしてね、いやできませんというような返事は私はしてほしくない、そのように思っているんですが、その点どうなんですかね。

委員長 小城町長。

町長 私は今、この地域交流館そのものについて、もう以前からそういう地域交流館をつくってくれという話があってですね、それはもう、最初の段階やったんです。しかしそれはもう金銭的に合わなくて、もうそれはやめましたし、その関係等で、今現在こういう地域交流館。消防コミュニティというのは、あこでもあくまでも公民館つくってくれと、で葬式をしたいねんと、いうところから始まったんです。しかし私はやっぱり、できれば消防施設つくるんやったら、そこに100人ぐらい集める大きな広間で、そこでやっぱりこれから会議もできるやろうというところで、皆さん方にご納得いただいて、できあがったら立派なものである、非常に皆さん地域のためにコミュニティとして喜んで活用されるということになってきたんです。やはり時代の変化ですから、私はあると思います。今、小野委員、皆さん方おっしゃるように、地域交流館というのはやっぱり地域のために、そういうひとつのあれですから、たまたまそう土地の購入とか、いろんな問題がこういう形で出てますけども、その当ても、池田副町長は1億5千万、

そして4か所で6億ということで申されてますように、やっぱりそういうことを考えたら、そういうふうになってくるんじゃないかなということですね。そりゃまあ小野委員がおっしゃるように、こういうひとつの基準というものをつくってますけども、また12月にそういうものをつくりますからですね、いろいろとそういうご指摘をいただいて、やっぱりできる限りは、やっぱり地域が、本当に皆さん方が「よかった」と言っていただけのような公民館、そういうものをこれから大いに活用する、やっぱり時代が変わってきましたから、そういうことについてはこれからひとつの参考、ひとつのモデルとなるような、そういうものをつくって、あと3つはですね、皆さん方の計画等、十分審議をしながらやってまいりたいと思っております。

小野委員 町長、おっしゃるとおりだと思うんですよ。今の地域交流館の要望があつて、それから進んできた。だから、そのことについて、いろいろ地元とも協議をしておられるから、議会への報告が遅くなってる、それは私は十分認識しているしね、いろいろ考えていかないかん。まあ、まさしく今の地域交流館、入札済まされたところ、これについて基準を作っておられる。それから大きな、町長もおっしゃるように、全体像としての中のひとつやということで認識してますのでね。いろいろこれからの先ほどもちょっと言ってきましたけども、部長とも、こう、いろいろ議論してますけどもね、地域交流館という「地域」というのがつくかぎりね、地域を重点に置いてもらいたい、災害備蓄の倉庫とか、いろいろそれも必要やと思いますけども、その点も含めての私は意見を言わせてもらいたいなと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

委員長 質疑の途中ですが、11時5分まで休憩したいと思います。

(午前10時50分 休憩)

(午前11時 5分 再開)

委員長 再開します。11時40分に町長が退席されるという申し出がございま

したので、よろしくお願いいたします。

各課報告事項の（５）地域交流館についての質疑を、何かございませんか。 木澤委員。

木澤委員 今、いろいろ委員会の議論、私もさせてもらう中で、今回出していただいた基準ですね、今後、一応、他の地域でも建設されることも想定されてということですが、具体的に進めていただく中で、この基準ではどうしても合致しないというような問題が出てくるかもしれませんので、私も、町長がさっきおっしゃっていただいたように、地域の方の要望に応じていただけるような形ですね、ある程度やっぱり、弾力性をもった基準ということで認識をしたいなというふうに思うんですけども、それでよろしいですかね。

委員長 西本総務部長。

総務部長 この基準につきましては、弾力的に、また今後、建築していく時には、地域性もいろいろございますので、弾力的に運用も考えていきたい、このように思っております。

委員長 他にございませんか。

（ な し ）

委員長 ないようでしたら、次に、（６）消防の広域化について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項（６）消防の広域化についてご報告させていただきます。

奈良県消防広域化につきましては、平成１９年度に策定されました奈良県市町村消防の広域化推進計画を受けて、平成２１年４月１日に奈良県消防広域化協議会が設置され、全県１消防本部体制とする広域化の実現を目

指し協議されてきましたが、平成24年1月、奈良市及び生駒市の2市が当広域化協議会から脱退されたことに伴い、残る県内11消防本部による消防の広域化実現に向けた協議が進められており、新聞報道にもありましたように、第7回奈良県消防広域化協議会総会が、平成24年5月16日（水）開催され、奈良県消防広域化の推進（案）等、考え方が提示され、総会において審議がされております。

お手元にお配りいたしております資料10につきましては、その第7回奈良県消防広域化協議会総会での説明資料でございます。この資料により、奈良県消防広域化協議会の現状についてご報告を申しあげたいと考えております。

資料10の1ページをご覧ください。はじめに「消防広域化の必要性和メリット」についてでございますが、説明をさせていただきます。

市町村財政が厳しいなか、高齢化に伴う救急搬送件数の増加、東南海・南海地震、洪水等大規模災害の発生、老朽化した消防施設・設備の維持・更新、消防救急技術の高度化・多様化、消防無線のデジタル化（平成28年5月法定期限）等、こういった変化に対応するため、消防広域化が必要であるとされております。スケールメリットとしましては、①災害時における初動体制や増援体制の充実強化、②管轄区域の適正化による現場部門到着時間の短縮、③本部要員の効率化による現場要員の増強、④専門要員（救急救命士等）の養成・専従化、⑤財政規模拡大に伴う高度な消防施設・設備の整備、⑥消防救急無線デジタル化に係る経費節減が示されております。

また、奈良県の消防広域化によって期待できるメリット、住民サービスの向上として、1. 初動消防力、増援体制の充実、2. 現場到着時間の短縮というふうにされております。

次に、2ページをご覧ください。

奈良県の消防広域化の推進についてであります。

1. 目的であります。消防の広域化は、地震・台風等の大規模化する災害、高齢化に伴う救急搬送の増加等に的確に対応していくため、総務・通信指令部門の一元化・スリム化により、現場部門への人員配置を手厚くし、消防の現場力を高めるとともに、消防組織全体の合理化を図るという

ふうにされております。

2. 経緯についてであります。特に、平成24年1月6日第1回小委員会において、広域化に伴う費用について協議され、奈良市長が広域化への参加が困難、生駒市長が広域化の協議会からの離脱を表明されたこと。平成24年1月奈良市長及び生駒市長から協議会離脱の届出がなされたこと。

平成24年2月8日奈良市、生駒市を除く11消防本部消防長出席による第15回幹事会が開催され、①11消防本部で消防の広域化及び消防救急無線のデジタル化を進めること。②中和広域消防組合消防本部に消防本部及び指令センターを置くことが検討されております。③さらなる組織の合理化を含めた費用負担を検討する。以上3点が確認されております。

平成24年3月14日には、11消防本部消防長出席による第16回幹事会が開催され、広域化にかかる基本的事項の確認を行い、平成24年3月29日第2回小委員会、平成24年4月18日第3回小委員会では、スケジュール等今後の進め方、費用負担の考え方等について協議・確認されており、平成24年5月16日第7回総会が開催されております。

3. 今後のスケジュールについてであります。平成25年9月設立に向けての協議会総会及び小委員会の今後の開催日程、新消防本部の体制、職員配置計画、財産の取扱い、経費負担の方法、給料等の調整を内容とする広域消防運営計画の策定、消防広域化協定書調印、新消防体制設立準備室設置、新消防体制規約合意と議決、法定協議・県知事許可の日程等について示されております。

次に、3ページをご覧ください。消防広域化に係る基本的な事項についてでございますが、①段階的統合についてでございますが、11消防本部を平成25年から総務部門を統合し、平成28年からは消防救急無線デジタル化に合わせ通信部門を統合し、平成33年度からは現場部門を統合することとされております。

②体制（試案）についてでございますが、11消防本部の現行職員数1,283名を平成33年度には1,207名とし、76名を削減することにより、人件費で約6億円の費用削減を図ることとされております。消防本部の現行職員数及び平成33年度の職員数が試案されております。また、

本部職員・通信員については、平成33年度の1消防本部により、本部職員を156名削減、通信員を54名削減、合計210名の削減、36の消防署所については、消防署所の数は変えず、49名の兼務職員を解消し、85名の予防要員を配置し、合計で134名の増員を図れるというものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。③消防通信施設整備（試案）についてでございますが、消防の広域化とともに、消防救急無線の整備を一体的に行うこととされております。11消防本部単独による整備では、整備費用で消防デジタル無線の整備で約45億円、11消防本部がそれぞれ消防指令センターを整備した場合約50億円、計約95億円と試算されております。内42億円が交付税算入されることから、実質負担額は、53億円必要とされ、消防広域化による整備では、整備費用で計約47億円、うち交付税算入21億円、実質負担額26億円であり、実質負担額では、広域化による整備を行うことにより費用は約半分の約27億円程度削減できると試案がされております。また、県の支援として、広域化による合理化努力がなされることを前提として、市町村の持ち出し経費に対して助成を検討されているところでございます。

以後の資料についてはご参照願いたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 細かい数字のこと聞いてもなかなか答えれないと思うんで、またこれ資料も読ませてもらおうと思うんですけども、これまでですね、今、4ページのところで、起債に対して2分の1、県が支援するというふうに説明いただきましたけども、これまでの説明でも、こういう県の支援というのはあったんですか。

総務課長 以前の経費負担のシミュレーションでございますが、県のほうの負担については示されておりました。

木澤委員　この県の負担が示されることによって、これまでやったら、西和消防でも持ち出しになるというようなシミュレーションがあったと思うんですけども、今回はどういう形なっているんですか。

総務課長　生駒市、奈良市、脱退するまでの県のシミュレーションにつきましては、広域化の費用の負担につきましては、全県、基準財政需要額割を用いまして、その財政力によって、今後、費用を負担していくということでしたが、奈良市、生駒市の脱退に伴いまして、今、現在の11消防本部で進められておりますが、その11消防本部の自賄方式で運用するというところで、各、平成25年度には総務部門、平成28年度には通信部門の職員を合理化することによって、そちらのほうに充てる職員の人数のほう減りますので、その人件費が約6億円程度全体として削減できる、そういったことから、11消防本部すべてのところにおいて、人件費で削減できるというふうな試算が第7回総会において示されております。

木澤委員　またあと資料を見させていただいて、後刻お聞きしたいと思うんですけど、先日総会があったというふうに思うんですけど、町長出席されていたと思うんですね。40分に出られるということなんで、もしその総会で、町長発言されているようでしたら、ちょっと教えていただきたいと思うんですけど。

委員長　小城町長。

町長　5月16日の大和高田のさざんかホールで開かれまして、出席しましたけども、一応意見は聞き及ぶということで、発言されたのは王寺の保井町長から、この関係等については議決をもたなかったらいけないんですかということでございますので、事務局から、当然でございますと、各市町村の、この加盟されている37の関係については、議決をもつと、後期高齢者と一緒で、そういうことは当然のことでございますという答弁があっただけでございます。それで終わりました。

委員長 よろしいか。他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(7) 投票所・投票区の変更について、理事者の報告を求めます。 黒崎選挙管理委員会書記。

選挙管理 先の総務常任委員会におきまして、第4投票区の投票所、町立あゆみの委員会書 家を斑鳩町総合保健福祉会館生き生きプラザ斑鳩に変更をさせていただく内容のご説明をさせていただいたところでございます。

この変更につきまして、周辺自治会長に説明するなかで、これまでの投票所までの距離に比べて遠くなることから区域の見直しが必要ではないか、また、地域住民への十分な説明が必要ではないかのご意見をいただいたところでございます。

こうしたことから、選挙管理委員会におきまして、現在の投票所町立あゆみの家から総合保健福祉会館生き生きプラザ斑鳩への変更に加えて、投票区・投票所の見直しも検討したところでございます。

その変更の内容につきまして、お配りいたしております資料11-1でご説明をいたします。

まず、投票区・投票所が変更になる有権者といたしまして、表の2の対象住所、龍田南2丁目1番から6番にお住まいの方は第4投票区、町立あゆみの家から第5投票区、町立斑鳩幼稚園に。そして3の龍田南3丁目1番から6番、4の龍田南4丁目1番から5番、5の龍田南5丁目1番の対象住所にお住まいの有権者は、第4投票区、町立あゆみの家から第2投票区、町立たった保育園に変更をしていただくものでございます。

また、投票所のみの変更となる有権者といたしまして、1の対象住所にお住まいの方は、投票所を町立あゆみの家から総合保健福祉会館生き生きプラザ斑鳩に変更をしていただくものでございます。

資料11-2をご覧ください。現在の第4投票区の区域、そしてまた投票区、投票所が変更となる地域を図で表しております。まず、大きく囲っ

た黄色のラインがありますが、これが現在の第4投票区の範囲となっております。また、中心に同じく黄色に塗りつぶした表示が現在の投票所、町立あゆみの家で、下のグリーンの表示が総合保健福祉会館生き生きプラザ斑鳩でございます。

まず、青色で囲った地域、龍田南2丁目1番から6番につきましては、第5投票区に変更を行い、同じく青色で示しております町立斑鳩幼稚園で投票をしていただくこととしております。

そしてまた、ピンク色で囲った地域、龍田南3丁目1番から6番、龍田南4丁目1番から5番、龍田南5丁目1番につきましては、第2投票区に変更し、ピンク色で表示をしております町立たった保育園で投票をしていただくこととしております。

なお、投票区が変更になりますことから、この投票区が変更となる地域の有権者を対象に、去る5月13日（日）に中央公民館におきまして、説明会を開催させていただきました。説明会は午前1回、午後2回の計3回開催をいたしております。

また、変更の時期につきましては、今後、執行される選挙から変更してまいりたいと考えており、広報周知につきましては、現在の第4投票区全体への各戸配付、ポスティング、町広報紙による周知、選挙時の啓発チラシ等により周知を徹底してまいりたいと考えております。

以上、投票所・投票区の変更についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(8)放課後子ども教室について、理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習課長 平成24年度の放課後子ども教室の開催につきまして、ご報告させていただきます。放課後子ども教室は、小学校の子どもたちが、放課後に安全

で安心して暮らせる居場所を確保し、さらに地域の方々の支援を得て、さまざまな体験や交流をし、社会性や創造性を養い、地域の中で健やかに育まれる環境づくりを目的として、実施をしているところであります。

それでは資料12をご覧くださいながら説明させていただきます。

本年度は、4月に参加者の募集を行いましたところ、斑鳩小学校では112名、斑鳩西小学校では59名、斑鳩東小学校では84名、合計255名、昨年度206名より49名増の申込があり、この5月15日に申込状況の報告や実施方法等を審議いただくため、放課後子ども教室運営委員会を開催したところであります。

この運営委員会におきまして、希望者全員を受け入れることで取りまとめをいただき、実施期間につきましては、5月30日(水)を初日とし、最終10月下旬まで、夏休み期間を除く水曜日を基本として、放課後の午後3時から午後5時まで実施することと決定されました。

また、運営団体は、本運営委員会の委員であります、総合型地域スポーツクラブ元気クラブいかるが、老人クラブ連合会、婦人会の3団体を軸といたしまして、斑鳩の里自然クラブ、今年度から民生児童委員協議会、そして公民館の自主グループの4団体、マールの会、これは粘土細工を行っておられる会であります、岳玲会、これは詩吟を行っている会でございます、切り絵クラブ、そして将棋同好会、また大阪ガスなどにご協力をいただくこととなり、指導員及び安全管理員として参加者への指導をいただくこととしております。

以上、放課後子ども教室についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 非常に活発的に取り組んでいただきまして、非常に評価もさせていただいております。参加のほうも増えてきているようで、子どもたちも保護者の皆さんも喜んでおられるということで、非常にいいことだなと思います。さらにですね、参加団体のところを見ますと、これもどんどん広がっていただけるようで、この取り組みを通じて地域なんかとの絆というか、

交流も深めていっていただいているということについても評価はさせていただきます。

で、当初ですね、帰りのお迎えについて保護者に迎えに来てもらうことについての困難さなんか問題があったと思うんですが、今、帰りはどういうふうにされているんですかね。

生涯学習課長 帰りにつきましては、原則、保護者の方に迎えに来ていただくというこ
とでやっています。

木澤委員 すべて皆さん迎えに来られているような状況ですかね。

生涯学習課長 ほぼ、だいたい迎えに来ていただいている状況でございます。

木澤委員 そうしたら、「ちょっと迎えに来られないわ」というような方が今、ほ
ぼということやったら、ちょっとおられるのかなと思ったんですけど、そ
ういう子どもさんの対応というのはどういうふうにされていますか。

生涯学習課長 そういった場合は、近所の人にいっしょに連れて帰ってもらったりして
おります。

木澤委員 子ども1人で帰らすということがないということも確認させてもらいま
して、スムーズにいつているということが確認できましたので、わかりま
した。ありがとうございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、他に理事者側から報告しておくことはありませんか。
面巻企画財政課長。

企画財政課長 企画財政課から1点、ご報告させていただきます。斑鳩町文化振興財団の公益財団法人移行につきましてのご報告をさせていただきます。

財団法人斑鳩町文化振興財団においては、平成20年12月1日に施行された新公益法人制度により、公益財団法人への移行申請を進めてまいりましたところでございますが、平成24年3月23日付けで、奈良県知事より公益財団法人としての移行が認められました。

これを受け、平成24年4月1日付けで公益財団法人に移行登記が完了したところでございます。

以上で、斑鳩町文化振興財団の公益財団法人移行につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 今回の報告について、何かご質問ございますか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
黒崎総務課長。

総務課長 総務課のほうから2点報告事項がございます。

まず1点目は、斑鳩町消防運営委員会の開催についてでございます。

斑鳩町消防運営委員会を、昨年度と同様に6月議会の開催中の総務常任委員会の開催日であります6月14日(木)に開催をさせていただきたいと考えております。6月14日(木)午前9時から総務常任委員会ですが、その終了にあわせ、消防運営委員会のほうを開催させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。なお、開会時間及び場所につきましては、後日文書をもってご案内申しあげたいと考えておりますので、総務常任委員会委員皆様方と議長様には、総務常任委員会に引き続き、お疲れのこととは存じあげますが、ご出席を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目でございますが、第24回奈良県消防操法大会出場に伴う訓練の日程についてでございます。去る4月23日(月)には、結団式を

挙行いたしましたところ、議長様、総務常任委員会委員の皆様には、ご臨席を賜り、誠にありがとうございました。9月5日（水）の奈良県大会に向けて5月16日（水）から訓練を開始いたしておりますが、訓練予定表を作成させていただき、昨日お配りをさせていただいておりますのでご報告をさしあげます。なお、訓練場所は、斑鳩南中学校東側駐車場、訓練時間は午後7時30分から午後9時30までとしております。以上でございます。

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

（ な し ）

委員長 ないようですので、以上をもって各課報告事項については、終わります。続いて、4. その他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けいたします。ございませんか。

（ な し ）

委員長 ないようですので、その他については、これをもって終わります。以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 ありがとうございます。それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 早朝から長時間ご審議を賜りまして、ありがとうございました。特に今一番大きな問題は、（仮称）地域交流館についての関係等について、皆さん方からご意見いただきましたし、また、その関係等については、

一定の方向づけというか、基準をつくったわけですが、とりあえず町としては、予算的に1億5千万を4か所ということで取り組んでまいりたい、その第1番目として、この五丁地域のところに今度、請負契約をいたします関係等についてですね、その工事が議会で議決をしていただいて、そして承認をいただいて、そして工事が順調にいくように、またいろんな関係等については、各議会委員会の時に経過報告を申しあげてですね、進めていきたいということでございます。

その他の関係等については、消防の広域化については、概ねだいたいこれ12月議会ぐらいに議決をうたなければならないかという県から一定の方向付けが示されましたら、また各議会で、斑鳩町としてどうあるべきかということの、議会の議決をうっていただくわけでございますけども、私は、一応西和消防組合として、議長も議員として入っていただいておりますので、西和消防の正副管理者、王寺の保井町長あるいは平群の岩崎町長が一定の結論付けをされて、そして我々にご報告をいただくということで、そういう形で進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

以上、盛りだくさんの各課報告事項ございましたけども、本当に長時間ありがとうございました。

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(午前11時32分 閉会)

